

パーバイザーを配置する事業を行う。

本事業は、都道府県や指定都市などに「キャリアプランニングスーパーバイザー」を配置し、地域社会や地元産業などの実情を踏まえつつ、児童生徒の地元産業に対する理解やそこでの体験活動・インターンシップの推進などを行い、最終的に地元根付く人材育成と地元での就労促進を図ることを目標とするものである。

第2-2-25図 社会人基礎力



(出典) 経済産業省ホームページ (<http://www.meti.go.jp/policy/kisoryoku/index.htm>)

イ インターンシップ（就業体験）の推進（文部科学省，厚生労働省，経済産業省）

職場体験やインターンシップ（就業体験）は、子供や若者が教員や保護者以外の大人と接する貴重な機会となる。異世代とのコミュニケーション能力の向上が期待されること、子供や若者が自己の職業適性や将来設計について考える機会となり主体的な職業選択の能力や高い職業意識の育成が促進されること、学校における学習と職業との関係についての子供や若者の理解を促進し学習意欲を喚起すること、職業の現場における実際的な知識や技術・技能に触れることが可能となることから、極めて高い教育効果が期待される。

文部科学省，厚生労働省，経済産業省では、「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方」（平成9年文部省，通商産業省，労働省）を平成26年4月に一部改正し，各大学・産業界に周知を行い，インターンシップの普及・促進に努めている。

また，文部科学省では，前述の「子どもと社会の架け橋となるポータルサイト」などにより，キャリア教育の中核的な取組の一つとして，学校における職場体験やインターンシップの普及・促進や「地域キャリア教育支援協議会」によるインターン受入先の開拓とマッチングの促進も行っている。

経済産業省は，地域における起業や中堅中小企業の中核的な人材の育成に教育的な効果が高い長期インターンシップを推進するため，受入促進に向けたツール・メソッドの整備や産学をつなぐ専門人材のための活用ガイドを策定してホームページで公開している⁶⁷。また，全国3か所でのシンポジウムの開催など，普及に取り組んだ（第2-2-26図）。

第2-2-26図 経済産業省主催インターンシップ普及促進シンポジウム



(出典) 経済産業省資料

ウ 女性若年層に対する啓発（内閣府，厚生労働省，文部科学省，経済産業省）

内閣府は，女性若年層に対して，女性の進出が遅れている理工系などの分野に関する情報提供を行っている。平成26（2014）年には，主に中学生・高校生を対象とし，研究者による講演や研究者とキャリアなどについて討議を行う「女子中高生の医理系進路選択支援～医理系の研究って，すっこ

67 <http://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/intern/intern.html>

くおもしろい!」⁶⁸や、大学、企業、研究機関、メディア、海外などの様々な分野の最前線で活躍する理系の女性による講演やグループディスカッションを行う「理系の仕事～いつか未来を創るあなたへ」⁶⁹を開催した。

厚生労働省は、女子学生が的確に職業や進路を選択するために自らの将来を多角的に考える契機となる資料を作成し、高校や大学を通じて配布している。また、就職先を選択するには「女性の活躍・両立支援総合サイト」⁷⁰（平成27年度に内閣府「見える化」サイトと統合予定）などを参考にして各企業の女性の活躍状況やポジティブ・アクションの取組も考慮するよう、大学等を通じて、学生に対する啓発を図っている（第2-2-27図）。

文部科学省は、男女ともに多様な選択が可能となるよう、男女共同参画の視点に立ったキャリア形成支援の推進を図るため、ブックレットを作成し、普及・啓発を図っている。

経済産業省は、育児などで一度退職し再就職を希望する女性などに対して職場経験の空白を埋める機会を提供するため、中小企業・小規模事業者が実施する職場実習を支援する「中小企業新戦力発掘プロジェクト」を実施した。

独立行政法人国立女性教育会館⁷¹は、大学などと連携し、女子学生を対象に、就業も含めた女性としてのキャリア形成について学ぶ研修や支援サイトによる情報提供を行っている。

(2) 能力開発（厚生労働省、文部科学省）

ア 公的職業訓練

厚生労働省は、都道府県とともに、職業に必要な知識・技能を習得させることにより若者の就職を支援するため、公共職業能力開発施設のほか、大学を含む多様な民間教育訓練機関なども活用しつつ、公共職業訓練を実施している。また、求職者支援制度⁷²により、雇用保険を受給できない若者などに対して、職業訓練を実施しつつ、訓練期間中の生活を支援するための給付金を支給し、ハローワークにおけるきめ細かな就職支援を行っている（第2-2-28図）。

第2-2-27図 女性の活躍・両立支援総合サイト



(出典) 女性の活躍・両立支援総合サイト (<http://www.positive-ryouritsu.jp/>)

68 公立大学法人奈良県立医科大学などと共催して1月に奈良県で実施。

<http://www.gender.go.jp/public/event/2013/renkeievent0111.html>

69 日本女性科学者の会などと共催して2月に福島県で実施。<http://www.gender.go.jp/public/event/2013/renkeievent0202.html>

70 <http://www.positiveaction.jp/pa/>

71 <http://www.nwec.jp/>

72 http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyushokusha_shien/index.html

第2-2-28図 公的職業訓練の概要

| | |
|--------------------------|---|
| 公的職業訓練(求職者訓練) | <ul style="list-style-type: none"> ○主に雇用保険受給者(例えば一定の職業経験を有し、基礎的な能力を有する者)に対して、実践的能力を習得する職業訓練を実施 <施設内訓練> ○国((独)高齢・障害・求職者雇用支援機構) ※主にものづくり分野の訓練を実施 訓練コース: 制御技術科、IT・IT&E・IT・E・IT科、金属加工科等 訓練期間: 標準3か月 ○都道府県 ※地域の実情に応じた訓練を実施 訓練コース: 自動車整備科、若狭技術科、造園科等 訓練期間: 標準3か月~1年 <委託訓練> (委託元は都道府県) ・委託先: 民間教育訓練機関等 ・訓練コース: 介護サービス科、情報処理科等 ・訓練期間: 標準3か月(最長2年) |
| 求職者支援訓練(求職者支援制度)における職業訓練 | <ul style="list-style-type: none"> ○雇用保険を受給できない方(例えば非正規労働者や就業経験の無い者等)に対して、基礎的能力から実践的能力までを一括して付与する職業訓練を実施 ➢受給者の多様な状況に対応できるよう、基礎的能力のみを付与する訓練も設定 ○実施機関: 民間教育訓練機関等(訓練コースごとに厚生労働大臣が認定) 訓練コース: ホームヘルパー養成科、Webプログラミング科等 訓練期間: 3~6か月 ※訓練期間中、収入・資産など一定要件を満たす方に職業訓練受給給付金を支給 ・月10万円(他、訓練機関へ送るための交通費(通所経路に応じた所定の額)を支給 ・希望する方は貸付を上乗せ(月6万円、配偶者等がいる場合は月10万円) |

(出典) 厚生労働省資料

イ ジョブ・カード制度、若年技能者の人材育成

厚生労働省は、以下の取組によりジョブ・カード制度⁷³を推進し、求職者と求人企業とのマッチングや実践的な職業能力の習得と、安定的な雇用への移行などを促進しており、平成27(2015)年1月末現在、ジョブ・カード取得者数は約125万人に達している(第2-2-29図)。

73 http://www.mhlw.go.jp/bunya/nouryoku/job_card01/